

製 造 事 業 場 認 定 書

殿

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 19 条の 49 第 1 項において準用する船舶安全法第 6 条ノ 2 の規定により、下記のとおり認定する。

記

1 認定に係る事業場の名称及び所在地

2 認定に係る物件の範囲

3 認定の有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 物件の範囲以外についての限定事項

年 月 日

国土交通大臣

印